

わたなべ忠悦 県政報告

発行日／平成25年1月27日

発行者／わたなべ 忠悦

Vol.2

住所／登米市迫町佐沼字大網88-1

TEL／0220-44-4801

FAX／0220-58-4592



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝でお過ごしのことと存じます。

さて、東日本大震災から2度目の正月を迎え、復興の進捗が気になる所です。色々のご不便やご不自由をお掛けしておりますが、県や市町が全力で進めておりますので、今しばらくご容赦頂きますようお願い申し上げます。

皆様に県政へお送り出して頂き、私も2度目の正月を迎えました。この1年2か月は無我夢中の慌ただしい日々を過ごしておりました。

このように活動出来ます事も、一重に皆様のお陰であります。心から感謝を申し上げます。

11月定例会に於きまして2回目の一般質問に立たせて頂きました。大項2点に關しまして議論を致しました。詳しくは、裏面をご覧ください。

条例議案41件、補正予算等3件、条例外議案24件、請願3件及び収用委員会委員の任命の同意1ヶ所を議決して12月13日閉会を致しました。

TPPが絡みます基幹産業の農林業振興。県が示した2次医療圏及び急性期医療の問題、雇用先確保に向けた2次3次産業基盤整備。仮称登米産業総合高校を初めとした教育振興、25年度完成の長沼ダム。県北高規格道の促進等市内の社会本整備など、已年の本年も課題が山積です。微力ではありますが一生懸命活動を致す所存でございますので、一層の皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

結びに、皆様にとりまして「幸」多い年であります様ご祈念申し上げます。



宮城県議会議員
わたなべ 忠悦

ご意見・問い合わせ先

住所／登米市迫町佐沼字大網88-1 TEL／0220-44-4801 FAX／0220-58-4592

ホームページ／<http://www.watanabe-chuuetsu.jp/> <http://watanabe-chuuetsu.jp/>

E-mail／info@watanabe-chuuetsu.jp

日常の活動より



防災ネット県内調査 H24/6

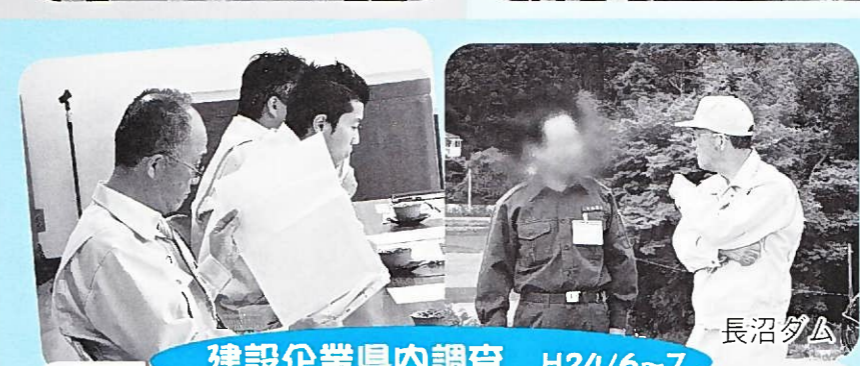
女川町仮役場での会議状況



防災ネット県外調査 H24/10



防災危機管理室



建設企業県内調査 H24/6~7



建設企業県外調査 H24/7~8



岩手県種市町視察 H24/11

防潮堤ゲート

防潮上部(天端)

被災状況(浸水域)

平成24年11月 定例議会



渡辺忠悦 議員

一般質問 & 回答要旨

県の外郭団体への取り組み状況について

Q1 平成17年度に実施された「公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況」に関する包括外部監査において指摘された意見等に対し、県は林業公社、住宅供給公社及び道路公社について各々どう取り組んできたのか。また、その成果はどうか。

A1 平成17年度の包括外部監査では、宮城県林業公社、宮城県住宅供給公社及び宮城県道路公社について、財務に関する事務の執行及び経営状況に関する監査が行われ、経営改革に向けた指摘・意見が出されたことから、県では、各団体に対し、必要な指導・助言や支援を実施してまいりました。

具体的には、林業公社では、有利子借入金の借入停止や利用間伐の実施等により収支の改善を図り、住宅供給公社では、市町村からの要請に基づく宅地開発の市町村負担の明確化を図ったほか、会計処理や経営改善計画の見直しを行い、また、道路公社では、委託業務の入札参加企業の増加を図るため、入札方法の見直しが行われています。

Q2 県議会では、初期の目的を達成した団体や経営改善が見込めない団体に対して廃止を含めた厳しい提言が出されたが、土地開発公社、農業公社、林業公社、仙台空港鉄道株式会社、住宅供給公社及び道路公社について、今後の在り方を各々どう考えているのか。

A2 早急に経営改善が必要又は将来の需要予想から組織の在り方について検討が必要であるとして、林業公社、住宅供給公社及び道路公社については廃止の方向で検討すること、土地開発公社については保有する土地を早期に処分し借入金の圧縮に取り組むこと、農業公社については事業の縮小を図ること、仙台空港鉄道株式会社については経営改善を進めることなどの提言をいただきました。

この提言を踏まえ、住宅供給公社では、宅地分譲事業の整理を決定し、土地開発公社では、保有地を積極的に売却し、経営状況が改善しております。

また、農業公社では、関係団体との合併により、類似事務の整理などの効率化を図っており、道路公社では、仙台南部道路の東日本高速道路株式会社への移管に向け具体的な調整を進めています。このほか、林業公社や仙台空港鉄道株式会社においても今後の在り方等について検討しているところであります。

県としましては、引き続き、委員会からの提言を真摯に受け止め、それぞれの団体の震災復興に向けた役割も踏まえながら、計画的に事業の見直しや規模の縮小に向けた取組も進めていくことを含め、各団体の在り方の見直しを進めてまいります。

Q3 県議会では外郭団体の在り方や経営改善に関し様々な観点から質問が行われているが、どんな姿勢で外郭団体の見直しを行ってきたのか。また、答弁の内容と実際の取組の乖離は議会を軽視していると言わざるを得ないと思うが所見はどうか。

A3 公社等外郭団体の改革は、県にとりまして重要な課題でありますことから、「宮城県公社等外郭団体改善計画」を策定し、それぞれの役割・意義について検証するとともに、公社等への県の関与の適正化及び自立的運営の促進を図り、その取組状況を、毎年、議会に報告しているところであります。

今後とも、議会からの意見も踏まえ、公社等の自立的運営が一層図られるように取り組んでまいります。

住宅供給公社の経営支援のあり方について

Q1 県は第三セクター等改革推進債を投入して住宅供給公社の経営支援を行う判断をしたが、経営状況の良い法人との合併など実を削って改革する手段は他になかったのか。

A1 住宅供給公社に対する支援の方法の一つとして、他の団体との合併の検討を行ったこともありました。が、地方住宅供給公社法に基づき設立された特別法人であり、名称、設立者、会計処理等について、公社法上に定められた様々な制限があることから、他の団体との合併は難しいものと認識しております。

Q2 今回の調停成立に伴い住宅供給公社は77億9,600万円の債務を免除されるが、どんな会計処理がなされるのか。

A2 公社は、地方住宅供給公社会計基準に基づき会計処理を行っております。今回、特定調停の成立に伴い、分譲事業借入金の借入先金融機関から公社が債務免除された77億9,600万円につきましては、この基準に基づき、特別利益として処理される見込みとなっております。

Q3 県と金融機関の損失補償契約によれば、金融機関は損失が生じた場合、県に対し書面で直接請求でき、県は請求内容が適正であれば30日以内に支払うこととなるが、条文どおりに実施すれば債権を全額回収できるにも拘らず金融機関はなぜ調停に参加したのか。また、金融機関はなぜ債権の一部を放棄したのか。

A3 今回の調停における相手方となった、4つの金融機関においては、いずれも地域に密着した金融機関であることから、住宅供給公社における公共性・公益性、地域への影響などを考慮し、今回、経営再建を目的とした特定調停への参加、あるいは、遅延損害金相当額の免除について判断されたものと認識しております。

Q4 監査委員会では県出資法人として住宅供給公社の監査や経営指導を行ってきたが、税金を投入して経営支援を行うことになった経緯についてどう受け止めているのか。

A4 監査委員としては、住宅供給公社に対し、財政的援助団体等監査として概ね2年ごとに監査を実施してきたところであります。

このうち直近の平成23年度監査では、「毎年度当期純損失を計上するなど、厳しい状況が続き、住宅宅地分譲事業積立金が枯渇する事態に陥り、抜本的な経営改善が必要である」胸の指摘を行っております。

また、それまでの監査においても、宅地分譲の目標や進捗状況等を確認し、経営健全に向けた取組を促してきております。

そのような中で、今回の損失補償等に至った経緯については、簡易裁判所の特定調停において協議を重ね、金融機関から遅延損害金の免除を受けるなど、県民負担が最小となるよう努力した結果と受け止めており、損失補償等の実行はやむを得ないものと考えております。

今後、住宅供給公社として、未売却分譲地の早期売却など、経営再建に向けた取組を速やかに進めるとともに、県としても住宅供給公社の経営改善に向け、引き続き適切な指導を行うことが必要と考えております。